

新型コロナウイルス対策のための規制強化(外国人の入国の一時停止措置延長:政府通達の発出)(続報)

令和3年1月26日
在スラバヤ日本国総領事館

●1月26日、インドネシア政府は、新たな通達を発出し、外国人の入国の一時停止措置を2月8日まで延長しました。

1. 1月26日、インドネシア政府は、新たな通達を発出し、外国人の入国の一時停止措置を2月8日まで延長しました。

2. この措置の内容には、25日まで実施されていた措置からの変更はありません。これまでの措置の概要については、1月15日付け当館お知らせ (<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100137995.pdf>) をご参照ください。

3. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。当館としては、邦人の皆様が不測のトラブルに巻き込まれることがないように、できるだけ速やかな情報のアップデートに努めていますが、邦人の皆様におかれても最新の関連情報の入手に努めてください。(了)